

公布された規則のあらまし

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四号）

- 1 社員総会の決議があつたものとみなされた場合において、当該社員総会の議事録に記載すべき事項について定めることとした。（第五条関係）
- 2 特定非営利活動法人が知事へ提出する申請書等の様式を定めるほか、所要の改正を行うこととした。

- 3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、2の一部については、同年七月九日から施行することとした。

佐賀県児童福祉法施行条例施行規則（規則第五号）

- 1 この規則は、佐賀県児童福祉法施行条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

- 2 保育所が策定する食育推進計画に定める事項を定めることとした。（第三条関係）

- 3 保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる保育所は、佐賀県保育所看護師配置促進特区に係る特例措置の適用を受けている保育所とすることとした。（第四条関係）

- 4 その他所要の事項を定めることとした。

- 5 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六号）

- 1 認定申請書及び運営状況報告書について所要の改正をすることとした。

（様式第一号及び様式第四号関係）

- 2 引用語句及び引用条項を改めることとした。

3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、1のうち運営状況報告書の改正に係る部分については、平成二五年四月一日から施行することとした。

佐賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七号）

1 佐賀県立自然公園条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第三条、第五条及び第七条関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八号）

1 佐賀県環境の保全と創造に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第七二条関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第九号）

1 屋外広告物管理者設置・変更届ほか二様式について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。

2 民法の改正により、法人が未成年者の法定代理人となることができることとなったことに伴い、屋外広告業の登録を申請する際に提出すべき書類、申請書の様式等について所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則（規則第一〇号）

1 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則は、廃止することとした。

2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

- 3 所要の経過措置を定めることとした。
佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一一号）
- 1 入居者資格のうち、単身入居を認める高齢者等の要件等について定めるところとした。（第二条の二関係）
- 2 入居者資格のうち、特に居住の安定を図る必要がある者に係る収入基準が適用される場合の要件について定めることとした。（第二条の三関係）
- 3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県公文書館管理規則（規則第一二号）
- 1 佐賀県公文書館の所掌事務、開館時間、歴史的文書の閲覧手続等、その管理に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。
住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第一三号）
- 1 県内の市町の執行機関又は知事以外の執行機関に対する住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の提供は電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準は電気通信回線を通じて送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準によるものとすることとした。（第九条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。